

今後の検討の方向性

H24.12.25

◎公立病院改革プランの基幹項目への対応

1. 下記の項目で大きな変更が予定される場合は、事前に当該検討委員会で協議

- ①公立病院として今後果たすべき役割
- ②一般会計における経費負担の考え方

③再編・ネットワーク化

④経営形態の見直し

- ・地方公営企業法全部適用
- ・地方独立行政法人
- ・指定管理者

2. 経営の効率化

①H25.3.31 までに院内で改善計画及び3ヵ年（H25-H27）の収支計画を策定し、ホームページにて公表

- ・今後取り組む方向性
地域の医療機関との相互連携・機能分担を一層推進し、特に「紹介率」・「逆紹介率」をアップすることにより桐生保健医療圏で初めての「地域医療支援病院」を目指す。
- ・休床病床 35 床（5 階東病棟）の運用
医師・看護師の確保状況を踏まえ、別途検討する。

②新たな計画における目標…少なくとも、平成 27 年度において経常利益の計上 なお、計画との大幅な乖離が生じた場合は、必要に応じて、期間中においても計画を改定

※特に収支に影響を及ぼすことが見込まれるもの

- ・常勤医師・看護師の確保
- ・H26.4－：地方公営企業会計制度の見直しに伴い、損益計算書・貸借対照表が大幅に変動
- ・H26.4－：診療報酬及び薬価改定
- ・H26.4－：消費税 5%→8%
- ・H27.10－：消費税 8%→10%